

令和2年11月18日
戦略会議資料
教育委員会事務局

大阪市立の高等学校等の 大阪府への移管について

教育委員会事務局

★戦略会議で決定いただきたい事項

○平成26年1月29日の戦略会議で決定した、大阪市立の高等学校の大阪府への一元化に向けた基本的な考え方(以下「旧移管計画」という。)について、「大阪市立の高等学校等移管計画(案)」(以下「新移管計画案」という。)に基づく方針へ変更すること

1 経過

年月日	会議名等	内容
H26.1.28 H26.1.29	府市統合本部会議 大阪市戦略会議	旧移管計画を決定 ・高等学校については、新たな大都市制度実施時期に合わせて移管を行うこととする。 ・ただし、大阪市立高等学校（枚方市）のみ関係者理解など条件が整い次第、大阪府に移管するものとする。
R1.5.23	市長施政方針演説	「市立の高等学校は大阪府に移管する」と表明
R1.8.27	教育委員会会議	「大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に向けた基本的な考え方について(案)」(以下「基本的な考え方案」という。)を議決 ・市長指示に基づき、大阪市立の高等学校等については、令和2年夏ごろにとりまとめる市立高校等移管計画に基づき令和4年4月に大阪府へ移管するといった基本的な考え方をとりまとめた。
R2.1.21	教育委員会会議	「大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に向けた検討状況の中間報告(素案)」を報告 ・府市間での協議を踏まえ、基本的な考え方案をベースに「再編整備の方向性」などを追記 大阪市高等学校教育審議会(以下「高教審」という。)へ諮問 ・Society5.0で実現する社会に求められる大阪の産業人材育成を担う新たな工業系高等学校の在り方について高教審へ諮問
R2.8.4	教育委員会会議	高教審第13次答申 ・この答申で新たな工業系高等学校に求められる教育内容や本市工業系高等学校の在り方が示された。
R2.8.18	教育委員会会議	新移管計画案を議決 ・府市間での協議を踏まえつつ、「再編整備の方向性」に高教審答申を踏まえた内容を反映した新移管計画案を議決

※教育委員会会議で議決・報告を行った事案については、市会教育こども委員会で説明済

2 移管対象校一覧(24校)

種 類	学校名
普通科系	桜宮高等学校
	東高等学校
	大阪市立高等学校
	汎愛高等学校
	南高等学校
	西高等学校
	扇町総合高等学校
	桜和高等学校
商業系	大阪ビジネスフロンティア高等学校
	淀商業高等学校
	鶴見商業高等学校
	住吉商業高等学校

種 類	学校名
工業系	都島工業高等学校
	泉尾工業高等学校
	東淀工業高等学校
	生野工業高等学校
	工芸高等学校
中高一貫	水都国際中学校・高等学校
	咲くやこの花中学校・高等学校
昼夜間 単位制	中央高等学校
夜 間 定時制	都島第二工業高等学校
	第二工芸高等学校

3 方針変更

項目	旧移管計画	新移管計画案
移管の対象と時期	<ul style="list-style-type: none">・ 大阪市立の高等学校については、新たな大都市制度実施時期に合わせて移管・ ただし、大阪市立高等学校(枚方市)のみ関係者理解など条件が整い次第、大阪府に移管するものとする。	<ul style="list-style-type: none">・ 全ての大阪市立の高等学校(中高一貫校を含む)について、令和4年4月に大阪府へ移管
移管に関する対応方針	<ul style="list-style-type: none">・ 大阪市立高等学校(枚方市)のみを対象とした対応方針 <p>※その他の高等学校については、大都市制度実施時期に合わせて検討</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 中高一貫校を含む全ての大阪市立の高等学校を対象とした対応方針・ 「再編整備の方向性」について、高教審答申を踏まえた内容を反映 <p>詳細については、次頁以降に記載</p>

4 新移管計画案における対応方針

※ 下線：旧移管計画からの変更及び追加

項 目		方 針
財政	資産・負債	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、建物、工作物及び備品等については、大阪市より大阪府に対して無償譲渡する。(移管する施設等については、府市で協議を行った上で、府立学校の運営に必要なものは移管しない。なお、<u>移管時点で工事中の学校については、大阪市における工事終了後、すみやかに無償譲渡を行う。</u>) ・<u>現在の南高等学校、西高等学校の土地・建物は無償譲渡の対象外とする。</u> ・移管後の起債償還費については、大阪府において負担する。
	施設整備費等	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>移管に係る初期費用については大阪府において負担することとし、引き続き、その負担方法については協議を行う。</u> ・<u>移管までに実施する必要がある施設設備整備等については、大阪市が実施する。</u> ・移管後、建替え等に係る経費については、大阪府において負担する。
教育内容等	教育課程等	<p><普通科系></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>基本的に現状の教育内容での移管</u> ・<u>汎愛高等学校の武道科については、令和4年度から体育科と武道科を一本化</u>

4 新移管計画案における対応方針

※ 下線：旧移管計画からの変更及び追加

項 目		方 針
教育 内容等	教育課程等	<p><商業系></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>現4校を現状のまま移管するが、志願者減を考慮し、各校の魅力化を図る。</u> <p><工業系></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>都島工業については、全学科(系)からでも進学可能な学校として、教育内容をさらに充実・発展させ、魅力化を図る。また、現状のまま移管するが、移管後、早い時期に総合募集制に改編する。</u> ・<u>泉尾工業、東淀工業、生野工業については、再編整備の対象校とし、移管後、新工業系高校を開設する。新工業系高校の開設時期及び3校の募集停止の時期については今後検討する。</u> ・<u>工芸については、現状のまま移管する。</u> <p><中高一貫校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>2校とも現状のまま移管。令和4年度選抜より、中学校の通学区域を府内全域とする。</u>
組織、 人員	退職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>教職員の退職手当に係る財源負担等については、引き続き協議</u>

※旧移管計画で記載のあった「債権」(高等学校奨学金等)について、移管前の債権は本市が有することとする。

5 「新移管計画案における対応方針(資産・負債)」の具体的事項

(1) 工事中の学校の取扱い

- 水都国際中学校・高等学校と桜和高等学校の2校については、令和4年4月時点で工事中のため、移管時は無償貸与とし、工事終了後、すみやかに無償譲渡を行う。

(2) 大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に伴う譲渡財産の取扱いの基本的な考え方

- 財産は、無償で譲渡し、移管後の起債償還費については、大阪府において負担する。
- 譲渡した財産は、移管した高校の用途に直接使用することを基本とする。
- 譲渡した後に、移管した高校について定員割れ等により再編することが必要となった場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - ・ 府立高校の用途に利用することを原則とする。
 - ・ 特別支援学校の用途に転用することが必要な場合は、転用可能とする。
 - ・ 普通財産としての処分(売却等)については、生じた収益を府立学校の教育の充実のために充てていく場合は処分可能とする。ただし、その収益を通常の学校運営に係る経費には充てないこととする。なお、当該収益の使途については、毎年度公表するものとする。
- 再編を検討している高校(泉尾工業高校、東淀工業高校、生野工業高校)の取扱いは、次のとおりとする。
 - ・ 閉校とすることが決定した高校が使用していた財産は、売却することを基本とし、収益を再編により新設する工業高校、都島工業高校、又は工芸高校の教育の充実に使用することとする。

6 今後のスケジュール

令和2年度								令和3年度		令和4年4月 府へ移管
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	1月～3月	
新移管計画案公表			大阪府戦略本部長会議 大阪府戦略会議	条例案提出(府議会・市会)※	新移管計画 成案化	<ul style="list-style-type: none"> ○選抜方針の策定・公表 ○移管に向けた諸条件の検討 			令和4年度入学者選抜 (中高一貫校含む)	

※市会で大阪市立学校設置条例の改正案(市立高等学校等の廃止)を、府議会で大阪府立学校条例の改正案(府立高等学校等の設置)をそれぞれ提出